

平成23年1月14日

資源エネルギー庁新エネルギー対策課  
パブリックコメント担当 御中

社団法人 日本化学工業協会  
常務理事 中田 三郎

## 「買取制度小委員会報告書(案)」に対する意見

### ◆ 該当箇所

#### 5. (2)買取費用の負担に関する電気料金制度上の取扱い

「大枠において電気の使用量に応じて負担する方式が基本とされた」

#### 8. その他留意事項

「買取費用の負担が電力多消費型産業の国際競争力に対して著しく影響を与えることに対応すべきとの意見があり、具体的には、一例としてドイツのように、電力多消費型産業についてサーチャージを減免する等負担を軽減する方策を講じる(以下略)との意見があった」

### ◆ 意見内容

電気料金に一律上乘せし使用量に応じて負担する方式は、新興国との厳しい国際競争にさらされかつ電力多消費型産業である化学産業の国際競争力に著しく影響を与える。電力多消費型産業への負担軽減措置(減免・還付等による)を講じる必要がある。

### ◆ 理由

(1)化学産業などの特定産業に多大な負担を強いることは、これらの産業の国際競争力と雇用に大きな影響を与えるだけでなく、薄く広く公平な負担という制度の主旨に反する。電力多消費型産業等の特定産業への負担軽減措置については、その他留意事項ではなく本項として取り上げる必要がある。

(2)一次エネルギーに占める再生可能エネルギーの割合を上げるという制度目的からいえば、経済性の低いエネルギーの導入コストを電力需要家のみに移嫁することは公平とはいえない。

(3)ドイツのFIT制度では、年間使用電力量と粗付加価値額に占める電力料金の比率により大規模需要家への負担軽減措置を講じている。これらの先行事例を踏まえ日本でも同様の制度による電力多消費産業への負担軽減策が必要である(平成22年1月 全量買取プロジェクトチーム欧州海外調査結果)。